

〔預金商品概要説明書〕

〈普通預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	普通預金
2. 販 売 対 象	法人および個人の方
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1 円以上
預 入 単 位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
6. 利 息	
適 用 金 利	●変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利 払 方 法	毎年 3 月と 9 月の第 2 土曜日の翌日に元金に組入れます。
計 算 方 法	付利単位を 100 円とし、毎日の最終残高 1,000 円以上について 1 年を 365 日とする日割計算（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）
7. 税 金	●個人の方のお利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ●法人は総合課税となります。
8. 手 数 料	キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。
9. 付 加 で き る 特 約 事 項	●総合口座のお取扱い 個人の方は「総合口座」へお預け入れになりますと、総合口座へ預入れの定期預金を担保として最高 200 万円（ただし、預入定期預金合計額の 90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率） ●マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高 350 万円）まで非課税でご利用いただけます。
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	_____
11. 金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭に表示する金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループにお申し出ください。 （9 時～17 時、フリーダイヤル：0120-802-546） ●紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。

〔預金商品概要説明書〕

	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	●公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ●この預金は「普通預金規定」によりお取り扱いします。 ●本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ●預金保険の対象です。